

平成24年海津市議会第2回定例会

◎議事日程(第2号)

平成24年6月8日(金曜日)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

◎出席議員(17名)

1番	伊藤秋弘君	2番	山田武君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	六鹿正規君	6番	藤田敏彦君
7番	山田勝君	8番	堀田みつ子君
9番	川瀬厚美君	10番	松岡光義君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	飯田洋君	15番	星野勇生君
16番	永田武秀君	17番	西脇幸雄君
18番	森昇君		

◎欠席議員(なし)

◎欠員(1名)

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長 松永清彦君 副市長 後藤昌司君

教 育 長	横 井 信 雄 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福 田 政 春 君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	渡 邊 良 光 君	総務部財政課長	服 部 尚 美 君
企 画 部 長	伊 藤 恵 二 君	会 計 管 理 者	水 谷 明 寛 君
産 業 経 済 部 長	大 倉 明 男 君	建 設 部 長	丹 羽 功 君
水 道 環 境 部 長	鈴 木 照 実 君	市 民 福 祉 部 長	木 村 元 康 君
市 民 福 祉 部 次長兼サンリバー はつらつ事務長	水 谷 辰 巳 君	消 防 長	吉 田 一 幸 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	三 木 孝 典 君	教 育 委 員 会 事 務 局 次長(施設担当)併 総務部財政課課長 (施設担当)	岡 田 健 治 君
監 査 委 員 会 長 事 務 局 長	菱 田 義 博 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 木 栄 君

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 木 彰	議 会 事 務 局 課 長 補佐兼総務係長	岡 田 法 子
議 会 事 務 局 議 事 係 長	中 野 浩 二		

◎開議宣告

○議長（森 昇君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において13番 飯田洋君、15番 星野勇生君を指名します。

◎一般質問

○議長（森 昇君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書き及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内として、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。なお、質問者、答弁者は、初めに壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いをいたします。

再質問には議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

◇ 六 鹿 正 規 君

○議長（森 昇君） 最初に、5番 六鹿正規君の質問を許可します。

〔5番 六鹿正規君 登壇〕

○5番（六鹿正規君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

傍聴の方々、早朝より御苦労さまでございます。よろしくお願ひいたします。

平成24年第2回定例会において下記の事項について一般質問を行いたいのので、会議規則第62条第2項の規定により通告をいたします。

第1点、財政について、質問相手、市長、2点目、駒野工業団地、これも市長でございます。よろしくお願ひいたします。

海津・平田・南濃、旧海津郡3町の合併により海津市が誕生して、早いもので丸7年が過ぎ、8年目に入りました。1市5郡の合併で（仮称）西濃市か、それとも3町合併か、勉強し、議論し、また意見交換をした当時が懐かしく思い出されます。合併しなければ、これから一つの町で今までのような住民福祉サービスの提供が困難になる。だから、合併をすることで財政力を強くして、負担が軽くなり、サービスがよくなるとの話でした。

ところが、ふたをあければ全く逆で、市民の声は、合併しなければよかった、サービスが

悪くなった、税金が高くなったなど、不満の声の多さに驚いています。

市長、この先、海津市はどうか、海津市民をどう導いていくのか。

5月29日の新聞で「関市長、みずから市長の退職金を廃止することを盛り込んだ市職員の退職手当に関する条例改正案を6月議会に提出」と報道されました。ちなみに、退職金は、4年で1,515万円だそうです。

参考までに、海津市長、あなたの退職金は幾らですか。

あなたがやりたいことは行政改革なのか、行財政改革ではないのか、お尋ねします。

次に、駒野工業団地についてお尋ねします。

駒野工業団地完成の見込みは、関係者との折衝状況は。

また、土地開発公社が借入れをして求めた土地のものの所有者と借入額、また借入額に対して本市が負担した金利はいかほどか。

工業団地が完成しても企業の進出が見込まれない場合はどうか、約19億円はだれの負担になるのか、お尋ねをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（森 昇君） 六鹿正規君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 六鹿正規議員の市長の退職手当の額についての御質問にお答えします。

この件につきましては、後ほど総務部長からお答え申し上げますが、市長を含む市町村職員等の退職手当については、岐阜県では岐阜市を初め大垣市、高山市、関市などの比較的大規模の6市は、単独で退職手当条例を制定して運用されておられます。海津市では、6市以外の15市21町村27組合3広域連合と合同で岐阜県市町村職員退職手当組合を組織しております、その組合条例の中で退職手当の率が定められています。

私の退職手当ですが、市のホームページでも公表しておりますが、1年当たり給料月額5カ月分で、4年任期で20カ月分、1,600万円であります。

昨年、海津市特別職報酬等審議会を経て、12月定例会で給料月額を76万円に減額した額で積算いたしますと1,520万円となります。

次に、駒野工業団地の期間延長についての御質問にお答えします。

駒野工業団地開発事業は、海津市と岐阜県土地開発公社との協定により、平成23年度に完成する計画でスタートいたしましたが、都市計画法に基づく開発協議申請の準備が整わないこと、公共残土の確保が明確でないことなどから、昨年の第4回定例会におきまして、平成23年度から平成26年度までの期間で岐阜県土地開発公社事業資金借入金の債務保証を行うための債務負担行為をお認めいただき、本年3月16日に岐阜県土地開発公社と交わしている基本協定書で定めている事業期間を平成26年度まで延長いたしました。

御質問の1点目の駒野工業団地の完成の見込みにつきましては、基本協定書で定めている平成26年度となりますが、できる限り早期完成を目指し、取り組んでまいります。

2点目の関係者との折衝状況につきましては、これまでも関係者の皆様をお願いを申し上げておりますが、現在も御同意をいただけていない状況でございますけれども、引き続きお願いを続けてまいります。

3点目の岐阜県土地開発公社が取得した土地の所有者、借入額、海津市が負担した金利につきましては、法人3社、個人8名から土地を取得しております。平成23年度末までの岐阜県土地開発公社の借入額の総額は、約7億5,000万円でございます。この額は、土地の取得費、測量・設計業務費、公共残土の仮置き場での作業費、借入金利息等の総額でございますが、土地の取得額につきましては、今までにも一般質問で御答弁を申し上げておりますが、今後の用地取得交渉に支障が出るおそれがございますので、公表は差し控えさせていただきます。

また、これまでの借入金の金利につきましては、岐阜県土地開発公社が借入れをして支払っておりますので、本市が直接負担していることはございません。借入れの際には、本市が債務保証を行っております。

4点目の完成後、企業の進出が見込まれない場合、約19億円はだれの負担になるのかについてですが、駒野工業団地の完成後には早期に売却し、投資額の相殺ができるよう、事前に各方面へのPRに努めてまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

以上、六鹿正規議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 総務部長 福田政春君。

〔総務部長併選挙管理委員会事務局書記長 福田政春君 登壇〕

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 六鹿正規議員の市長の退職手当についての御質問にお答えさせていただきます。

今回、六鹿議員の御質問にありました関市は、単独で退職手当条例を制定して、市独自の退職手当制度を実施しておりますが、海津市は県内66の市町村・一部事務組合・広域連合で組織する岐阜県市町村職員退職手当組合に加入しておりまして、同組合に負担金を納付し、組合が退職手当を積み立てております。市長・副市長を含む市職員の退職手当は退職手当組合から支給されますことから、海津市独自で減額変更することができませんし、減額変更については、退職手当組合の議会におきまして退職手当条例改正の手続きが必要となりますことから、減額変更は大変困難であることを御理解賜りますようお願い申し上げます。

また、市長等の退職金につきましては、4年間という在職中の勤労に対してその勤続を報償するものであり、市長の給料が本年1月から減額され、県下21の市の中で本則上一番低い21位の額となっておりますことや、退職金についても県下の市の中では下位に位置づけられ

ております低い額となっております。

以上、私のほうからの御答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） それでは、お尋ねいたします。

まず退職金の問題、これは条例の制定をしても無理なのか、それとも条例を制定することができないのか、まず1点、お尋ねします。

○議長（森 昇君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） まずは県の退職手当組合へ、この海津市においても加入しております。市で独自で条例を制定するということに対しましては、独自で制定をすることについては可能でございます。と同時に、県の退職手当組合からの脱退ということも考えられます。関市等の独自で制定されておられます市におきましては、その組合へ加入されておりませんので、市単独で条例の制定をされておることとさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） それでは、今お答えをいただきましたのは、その組合から脱退すれば独自の条例の制定で退職金が関市のような形がとれるというわけですね。

私がなぜこういった市長の退職金までも質問の材料にするかと申し上げますと、私どものまちは、合併して以来、もともと先ほども一般質問の中で申し上げましたように財政難であると、将来、1町単独では運営ができないということから3町の合併をしてみました。それ以来、各種団体、例えば子ども会、老人会、いろんなサークル、補助金を出しているそういった団体に対して補助金の削減をやってまいりました。そして職員に関しても、ほぼ毎年とっていいほど人事院勧告の指令により給与の削減をやってまいりました。ところが、どうですか、議会と市長、市長だけではなく特別職、合併以来、私が昨年、給与の減額、給与を見直したらどうですかと言うまで、ただの一回も見直しておりません。前回の3月の市長の提案説明の中でも現在の本市の財政状況も大変厳しいと、みずからおっしゃってみえます。それなのに、なぜ自身の給与に手をかけないのか。

私は、これも皆さんに再度お知らせをしていかななくてはならないということがございます。合併したことにより特別の交付税が参っております。平成17年は約8億6,000万円、これも合併したことによって、いわゆるあめ玉の金額でございます。18年は8億8,500万円、19年は8億9,700万円、20年は9億5,100万円、21年は9億6,000万円、22年は約9億4,000万円、

23年度は約11億7,900万円、こういった交付税が別個に入ってきております。しかし、これも平成27年度から5カ年間で段階的に、しまいにはゼロになるわけです。市長が大変厳しい、厳しいと言っておきながら、市民や職員のための削減、こんなことが通るんですか。

私は、先日、島根県の海士町のほうへ行ってまいりました。ここは人口が2,500人という小さな島でございます。ここも平成20年には財政破綻を迎えるだろうというシミュレーションができた。そういったことから、町長は、まず自分の給料を大幅に減額させた、50%削減した。議会は40%、職員も16から30%、私は何もこんなふうにしなさいと言うんじゃないんですよ。その町長がとった自身の削減で町民の方々が一緒に厳しさを共有した、これが私は素晴らしいことだと思うんです。

私どものまちには、市民とこの執行部、私どもを含めて厳しさを共有なんか全くないでしょう。ないからこそ、議会もそう、一回も手をつけていない。私は幾度となく市長にも申し出ております。税収が落ちておる、交付税も減ってきておる、市民は大変税金を納めるのに苦労しておる。その中から、私どもは給与、報酬をもらっておるはずだと。今言いましたね、退職金が何番目って、県下で、じゃあ介護保険はどうですか、県下で2番目に高いでしょう。介護保険の基金も積まずして、じゃあ財源をどこから確保して、そういった市民の負担を軽くするということも考えないかんでしょう。

だから、私は、この先、海津市を、海津市民をどのように幸せに導いていくのか、本当に私はあなたに尋ねたい。職員もそう、私どもは奉仕者なんですよ。市民に対して予算がない、予算がないといって、自分たちはやりたいことを自分たちで予算をつけてくる、議会もそれを認める。市民だけです、泣いておるのは。これで海津市の人口が順番順番に減っていく、この先どうなんですか、私はそれが非常に心配だ。

だから、私は今何点かお尋ねしました。市長、私は第1回目の市長選挙を迎えたとき、あなたともうお一方と戦いました。私は選挙になる前、市長に、そのときは市長じゃなかったですね、松永さんと、財政難で合併するんだから、市長という肩書で70万、80万をもらう時代はもう終わったと思うよ、50万円ではできませんかと私は話しました。そのとき市長は、いや、市長の給料は魅力あるものにしなくちゃいけない。

[発言する者あり]

○5番（六鹿正規君） 覚えていない、私とやりとりしたんですよ。この中の議員さんも1人同席しておりました。だから、私はそんな考えではだめですよ。

実際、しかし、この海津市は、先ほど申し上げましたように、人口は減ってくる、交付税も減ってくる、今度借金の起債の返還だけがふえてくる。この海士町においては、私が素晴らしいなと思ったのは、赤字補てんのための基金の取り崩しは一切しない、これは素晴らしいことだと思う。

だから、市長がもっともっと自分自身から厳しさを自分に与えて、市民の皆さんと共有することによって、また違った形でこの海津市の建設に進めるのではないかなと、私はそんなふうに思うんですよ。

ですから、今、自身が厳しい、厳しい、厳しいと、この中でも7回も8回も述べておられます。本当に厳しさを、まず自身、そして私ども議会が感じられるようにするべきと思いますが、そういった行動をとられるつもりはあるのかなのか。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） まず、私は議会は神聖なところでありますので、伝聞のお話はいけな
いと思っております。六鹿議員から、市長の給料が魅力的だと、私はそんなことは言った記憶は全くありません。県会議員の給料と市長の給料は同じでございましたので、そのことを
まず申し上げておきます。

それから、介護保険のお話が出ました。これは市民の皆さん方が高齢社会になっていく中
で、この介護制度を海津市は充実してほしいというお話がございまして、その中で私が申し
上げましたのは、サービスが高くなればそれだけ負担も大きくなる、これは介護制度の中で
やっていることでございますので、これも議会の中で今まで説明してまいりました。

それから、先ほど六鹿先生が視察に行かれた、何という町でしたか。

○5番（六鹿正規君） 海士町です。

○市長（松永清彦君） 昔、7,000人ぐらい人口があった、それが2,500人になったというお話
であります。そして、自然がとても豊かなところだということでもあります。したがって、
その自然に魅力を感じた都会の若者が制度に乗かって、Iターン、Uターンをしておられ
るんじゃないかと思っております。

じゃあ、海津市の魅力は何かと考えたときに、やはり県下で有数の農業地帯であります。
したがって、農業を志す若者をこれから海津市に呼び込んでいこうということをやっ
ておまして、既に3名、海津市に市外から若者が定着を、2人か今、それで、もう1人定着
してくれます。南濃試験場、これもそういった定着ができるような施設にしてほしいという、
今お願いをいたしております。

そういったことで海津市も人口を少しでもふやしていこうと、元気な海津市を目指して頑
張っていこうということでございます。

そして、海津市の職員、あるいは私の給料のお話が出ましたけれども、議員さんも御存じ
のように、21番目の給料ということでもあります。私自身も、先ほど総務部長が申し上げたと
おりであります。その中で、どうやったら元気な海津市、持続できる海津市ができるか、そ
のことの模索を一生懸命今やっているところであります。そして、できるだけ持続ができる
海津市、先ほど御指摘がありました、合併したことによって旧町の交付税がもらえるという

ことですね、そのお話でしたよね。これは10年間でなくなるわけです。10年間でなくなって、あと5年間でそれが減額されていくということでもありますので、それに対応するためにどうしたらいいのか、そういったことをやっているところでございます。

それと、合併しなかったほうがよかったのではないかというお話も中にございました。実は海津市は「まちづくりは人づくり」ということで、教育、あるいは教育環境の充実に力を注いでおります。既に14校あります、あるいは保育園、幼稚園も含めまして、すべて耐震補強工事は完了しております。あるいは、夏、暑い状況下の中で学校のクーラー、そういったものの設備率も県下で1番であります。さらには、全学校に司書を置いておりまして、下多度小学校の子は年間1人140冊以上だったかな、借りてくれております。これも司書が頑張っていて、子どもたちを健全に育成するために努力していただいていると思っております。

それから、さらにはもう1つは、障がい者対策にも力を注いでまいりました。岐阜支援学校、これを海津北高跡地に誘致させていただきました。さらには、障がい者を持っているお父さんから、この子たちが大きくなって私が先に亡くなったらどうするんだということで、グループホームもいちい荘に築かせていただきました。あるいは、生徒さんは、学校後、学童保育という制度がありますけれども、障がい者の方の学童保育はありませんでした。これはNPO法人がございまして、その方々が頑張っていてタイムケア事業というのもやってまいりました。タイムケア事業をやっておりますのは、多分岐阜県で海津市だけであろうかと思えます。大垣市さんも始められたかもしれませんが、これは全国に先駆けてやった制度であります。さらには授産施設、今まで20人でしたが30人に、議会にお認めをいただいて増築をさせていただきました。あとは、今、心しておりますことは、そこで学んだ子どもたちがどのように就職できるかと、そういったことを努めてまいりたいと思っております。

それから元気な海津市ということで、海津明誠高校を出た子は、すべて就職できます。これは海津市内の会社が全部採用してくれております。こういったことにも心を砕いてきたということでございます。

これからは、さらに海津市の財政を立て直すために、企業誘致も、もちろんでありますけれども、より多くの方々にさらに海津市に来ていただこうと、そういったことで観光協会をつくりまして、毎月、名古屋の中日ビルで海津市のアピールをしております。そして今年度は、海津市内に人が来ていただいた場合に散策していただくマップをつくっていかうということで努めております。

そういったことで、前々から申しておりますように、元気な海津市、持続できる海津市、そういったことを求めてやってまいりたいと思っております。

合併特例債、それから旧町の交付税、それがそのままいただいているということで、例えば今まで建設してまいりました天昇苑とか……。

○5番（六鹿正規君） 議長、長過ぎますよ、ちょっと。

○市長（松永清彦君） はい、もうやめます。

○5番（六鹿正規君） もう時間がなくなりますよ。戻してもらえますか。

○市長（松永清彦君） そういったものができてきたのも、これは合併したからできたということでもあります。

これで、六鹿議員に対する答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 先ほどクーラーの問題も小学校に入れたということを知りましたが、これも私どもは過去に一般質問で、ある町の町長が自分の給与だったかな、あれは、何かを削減して子どもたちにクーラーを入れてやってくれというところがありますよと紹介したんですよ、以前に一般質問で。しかし、私どもは税金を使ってやったということです。

私は、絶えず、市長、財政難なんだから、あなたが身を切って何かやったらどうですかという提案をしておるんです、絶えず。だから、先ほども言ったように、これ、私もお聞きしたことがあったんですよ。介護保険、使う人が多いんだから高くなってもしょうがないぞ、これはと、そういうふうにとられたお年寄りが見えました。しかし、私どもは、なぜ基金を積まないのかと。前回も一般質問で基金すらつくっていないと、ここは、なぜなんだと。国民健康保険は、以前基金があり、それもいろんな医療費の値上げ等々で、また皆さんがお使いになる。だからといって、少しずつ取り崩した結果、基金がなくなったということで保険料の値上げをしておると。この介護保険の基金は、つくっていないのは、海津市とあともう1カ所、2カ所だけやったと聞いております。基金があれば、同じように取り崩して皆さん方の直接の負担金を少しでも軽くすることはできるはずじゃないんですか。それが合併当時からつくっていない、またその介護保険という制度ができてからもつくっていないから、だからだめなんです。けども、市長は、使う人が多いんだから、あんたらは高くてもしょうがないよ、サービスを提供しておるんだから、それだけみんないい思いをしておるんだよと、そういうふうにとってみえる方がお見えです。だから、私はこういった問題でも予算をつくってでも、基金を当然創設して、皆さん方の負担が少しでも軽くならんのかなあということも考えるんですよ、できるできんは別として。

また、私がすばらしいなと思うのは、以前、市長は山田勝議員の質問に対して、借金は減っていますよと言われましたね、当然でしょう、基金を取り崩しておる。だから、私が言いたいのは、この海士町は赤字補てんのための基金取り崩しは一切しませんよ、知恵を使って頑張ってみえる、そういったことを私はお話ししておるんですよ。参考にすべきではないんでしょうか。

ですから、私は今、市民と行政とが財政難というのを共有できてないと思うんですよ、本当に財政がえらいのか。その割には、市長が乗る車はセルシオとマークXがありますね。何で2つも要るんだという声もあります。

だからね、もっともっと自身を見直し、私はここで1つ提案するのは、今まで削減した補助金、すべて一回もとに戻して、そして改めて自身の給与を見直し、また議会のほうもそれに基づいて、見直しが必要であれば見直さなければならないと。そして、新たに皆さん方の補助金に手をかけていくというのが本来の姿やと思うんですよ。そういったことをやるつもりがあるのかなのか、お尋ねします。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） まず六鹿議員に御理解をいただきたいのは、介護保険というのは制度の中でやっているわけでありまして、その中で前年度お金が不用になった分は、それは基金として積んでいけるということです。そういうことを、御理解をお願いしたい。したがいまして、去年2,500万円だったかな、今までかつかつでやっていますので、したがいまして、若干余裕があればそれは積んでいくということでもありますので、どうぞ御理解をいただきたい。

車のお話が出ましたが、私もセルシオに乗るつもりはありません。これを今はやりの非常に燃費のいい車にしようという話をしましたが、車を買うということになりますと、これはお金がかかるわけでありまして、したがいまして、今の車が動く間はこの車を利用しようということでございます。それからマークXは、これはまた用途が別途でありまして、マークXは市内のところ、あいているときには、それを私が利用させていただいているということでもあります。したがいまして、六鹿議員にも御理解賜りたいのは、私はセルシオをかえようと言いました。しかしながら、新たに買うとお金がかかるのでこれでということでもあります。

それから、その削減という気持ちはないのかとおっしゃいましたが、これは財政全体を見渡していく中で、当然考えなくてはいけないときが来るかもしれません。そういったときには、しっかり考えていきたいと思っております。

今、一番焦点になりますのは、先ほどお話がありましたように、10年間は前の交付税が来ております。それから5年かけてゼロになります。そういったときにどのような財政計画を立ててやっていくのか、そこのところに焦点を絞って、今いろんな計画を立てて進めているところでございますので、どうぞ御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） なかなか40分というのは短いもので、また後者の問題について後ほどやらせていただきますけれども、まず今、車の問題、それは町長と市長とは違うかもしれま

せん、やっぱり町と市は。しかし、気質、性格、これも人それぞれあるかもしれません。先日も南濃衛生の議会へお邪魔しました。関ヶ原の町長は、御自身でライトバンに乗ってみました。だから、どこもかも恐らく財政は厳しいと思うんですよ。そういうことに対して、その首長が、こういう言い方をしたら御無礼かもしれんけれども、真剣に取り組んでみえるというところは、それなりのことをやってみえるんですよ。だから、私はうらやましくて仕方がないんですよ。

私は、こんなことも聞きましたよ。市内はマークX、市外はセルシオと使い分けてみえる。そうじゃない、買いかえんでもいいんですよ、なくせばいいんですよ、1つ。だから、買いかえるんじゃない、なくせばいいんですよ。市長はどんな車に乗ってもいいんですよ。だから、そういうふうに自身が自身から切りかわらなくては何も変えられんですよ。

だから私は、今おっしゃいました削減云々は、ひょっとしたら時期が来たらと言われたね。じゃあ、それまでは、これからも補助金等々だけの削減に終わるのか。

だから、私はここで最後に聞きたい。行政改革か行財政改革か、どちらなんですか。そして、私は海士町のほうへお邪魔しました。行財政改革を行うには、支持していただくには、自身が痛みを感じなければ支持はされませんよと、はっきりとお話を聞いてまいりました。それを踏まえて、最後にお願いいたします。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 大変よいところへ視察されて、よい御指導をいただいたと思っておりますけれども、私は先ほど申し上げましたように、地域地域によってその土地の魅力、あるいは財政規模、人口、全部違います。したがって、大変その海士町の町長さんの考え方には共感を覚えますけれども、そういった海津市に合った財政改革、あるいは行政改革、これをやっていかななくてはいけないと思っています。その中で持続できる、先ほども申し上げましたけれども、海津市を求めてどういうことができるのか、そういったことをこれからもやっていきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 今までこの財政問題について市長のほうからお答えをいただきました。私ども議会も、もっともっと、やはり市民の税収の中から私どもは生かされておるということをそれぞれが自覚をして進むべきではないかと、このように思います。

また、今、私がお聞きした質問に対しての答弁は若干漏れておったなあと思うんですけれども、では、これからも市民に対するいろんな補助金の削減だけにとどまる。自身はまだまだ、自身の削減には当分は取り組まないというふうな答弁と私は確認をいたしました。ありがとうございます。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） マークXは副市長の車で、それを私がお借りしているということでございますので、ひとつ御理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

みずから身を律するということは、これは必要であろうと常々認識をいたしております。そのことも含めて、これから行政改革並びに行財政改革にしっかり取り組んで、持続できる海津市、元気な海津市を求めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森 昇君） これで、六鹿正規君の一般質問を終わります。

◇ 山 田 勝 君

○議長（森 昇君） 続きまして、7番 山田勝君の質問を許可します。

〔7番 山田勝君 登壇〕

○7番（山田 勝君） 皆さん、おはようございます。

会議規則に基づく事前通告により質問の時間をいただきましたので、発言させていただきます。

第2回定例会において下記の事項について一般質問を行いますので、会議規則第62条第2項の規定より申し上げさせていただきます。

要旨として、海津市懸案の駒野工業団地進捗等についてということです。質問相手は、市長のみです。ほかの人の答弁は要りません。

質問内容、市長は平成20年9月から企業を誘致して、若者の雇用確保と地域産業の活性化、早期完成、売却を目指す、それが責務であると。さらに、東海環状西回りの養老インターから車で10分ほどの距離、そのような話は何度も申されましたが、最初は3年間の債務負担行為、ところが、その後どうにもならず、さらに3年延長を提出され、認められましたが、債務保証負担が増大するばかりです。

平成20年9月10日に議会に提出、わずか10日余りでまともに審議せず、9月22日に議会で可決されました。

平成20年9月の中旬にはリーマン・ブラザーズ破綻のニュースが報じられ、世界じゅうが不況の大波、素人の私でもわかっていたので絶対に手を出すときではないと確信を持って反対をいたしました。賛成多数で押し切られました。

その後、私としてさらに調査を深めました。所有者で7筆が雑種地、その他は全筆地目は山林、海津市は、まさに食べ物にされているとしか判断できません。

過日、3月予算議会で支払い状況を質問いたしました。その時点で7億数千万円ほど支払ったと答弁されました。その用途の内容を詳しく説明いただきたいと思います。

質問の中で岐阜県土地開発公社とはどのような事務所かお尋ねをいたしました。答えて

いただけませんでした。今ならわかっているはず、教えていただきたいと存じます。

元所有者が利益誘導のため運動しておったと聞き及んでいますが、そんなことであれば、私たちはまさにだまされたと思えません、いかがでしょうか。

さて、庭田地区にはどのような説明をされてきましたか。説明会も開かれていないと聞いておりますが、どうなさるつもりなのか。

市長は、地区を集積して発展させようという資質はないのですか。平成20年には企業が複数申し出があると言われたが、その後どうなりましたか。また、現在は、企業誘致はどのような運動展開をされていますか。速やかに整理しなければ、海津市は大変な、いや、非常に重い負担になるばかりです。

次に、3月定例会一般質問であれこれと質問いたしましたが、あのような答弁では市民はわかりません。私もわからないので、改めて質問いたします。

海津市の財政状況はお聞きすれば、全国のデータはないのと言われ、3年も前の地方債は、基金残高はとか、普通会計決算における全国の市町村を人口と産業構造で分類すると本市は多いわけではない、そんな説明をされて市民からわからないと私は電話をいただきました。そこで、現在の貯金の額と借金は総額で幾らか、お尋ねをいたします。

それに庁舎建設に充当する資金についても、元利償還額、基準財政需要額に算入される臨時財政対策債がさらに70%算入とか、このような説明で市民は理解できません。市民にわかっていただけの説明を求めます。庁舎は幾らでつくるか、国からは幾らもらえるのか、海津市の貯金はどれだけ使うのか、借金は幾らするのか、お答えいただきたいと思います。

さらに、379億円余りの借金についてふえていないと言われましたが、どうして減ったのか、御説明ください。

それに海津市は人口も減る一方で、人の住むまちではなくなりそうと申し上げましたが、市長は持続可能な自治経営をと言われ、統合庁舎をつくり、人件費及び経費の削減に努めると申されましたが、どのような計画を持たれて答弁されたのか、具体的に説明をいただかないと私はわかりません。

最後になりましたが、海津市は、近い将来、起債許可団体になりはしないでしょうか、極めて憂慮いたします。それどころか、私の情報判断を申しますと、国政レベルのニュースの中で全国で償還不能都市4市の中に海津市が入っている、そんなまちに住む私たち海津市民は大変不安な毎日です。

松永市長は、お金を使うこと、借金をすること、何とも感じませんか。市長の賢明なる判断をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（森 昇君） 山田勝君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 山田勝議員の海津市懸案の駒野工業団地進捗等についての御質問にお答えします。

本市が工業団地事業に着手した経緯は、これまでも御説明申し上げてまいりましたが、本市が元気であり続けるには、雇用の場の確保や地域産業の活性化につながる企業誘致が重要であり、実際、市民の皆様からも子どもたちの働く場所が欲しいという声が多くございます。

また、霧島市の国分では、企業が進出したことで若者が闊歩するまちとなりました。3万人の人口が6万人にふえました。海津市も国分に負けないような活気あふれるまちにしたいという思いからでございます。

駒野工業団地開発事業は、御質問にもございましたとおり、平成20年9月22日に債務負担行為をお認めいただき、平成20年10月16日に岐阜県土地開発公社と駒野工業団地開発事業に関する基本協定を締結し、進めてまいりましたが、本年3月16日に事業期間を3年間延長し、平成26年度までとする基本協定書の変更を行ったところでございます。

本事業における平成23年度末までの岐阜県土地開発公社の借入額は約7億5,000万円で、御質問の用途につきましては、土地の取得費、測量・設計業務費、公共残土の仮置き場での作業費、借入金利息の支払い、地質調査等の支払いに充てております。

次に、岐阜県土地開発公社とはどのような事務所かについてでございますが、山田先生もお訪ねなさって御存じかと思えますけれども、資本金500万円で岐阜県が100%出資しており、国や地方公共団体の事業に必要な土地の取得、管理及び処分を行う公有地取得事業や、工業団地、流通業務団地等の土地造成事業等を行う特別法人でございます。

海津市には土地開発公社がないことから、工業団地の造成を数多く手がけ、実績のある岐阜県土地開発公社にお願いをして本事業を実施していることは、これまでも御説明申し上げているとおりでございます。

次に、庭田地区への説明と庭田地区の集積についてですが、本市が開催した事業説明会は、平成20年度から平成22年度までに6回開催いたしました。その後につきましては、開発協議申請に必要な地元関係者の皆様の御同意が得られない状況が続いているため、庭田地区における用地取得に進むことができない旨のおわびの文書を平成23年8月30日にお送りし、本年は5月29日から、順次関係者のお宅を訪問し、説明を申し上げ、御意見をちょうだいしているところでございます。

庭田地区の地権者の皆様には御心配をおかけしておりますが、駒野工業団地は当初から駒野地区と庭田地区の両地区を整備していく方針で着手しており、この方針は今後も変わることはございませんので、山田議員におかれましても御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

す。

次に、平成20年当時の複数企業からの申し出とその後の動向、現在の企業誘致活動についてですが、平成20年の事業着手以降、複数の企業から照会はございましたが、具体的な進出の話まで進むことはございませんでした。企業誘致活動としましては、駒野工業団地を初め企業誘致に適した民間所有の土地の資料を作成し、名古屋市内の大手総合建設業者や金融機関へPRを行っていますが、担当者が本年5月に訪問した折には、駒野工業団地への関心は高いという感触を得たとの報告を受けていますので、一刻も早く完成させ、さらなるPRに努めてまいりたいと存じます。

次に、海津市の財政状況についての御質問にお答えいたします。

山田先生が御質問のところでも国政レベルでやっていけないというデータがあるというお話でしたが、何年のデータでございますでしょうか。間違うといけませんので、ちょっと確認をと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 山田勝君。

○7番（山田 勝君） 市長はどのようにそれを言われるのか、ちょっと理解できませんが、ごくごくきのうやおとついのデータではないと、こんな末端の小さな市が取り上げられるということは。かなり2年、3年ぐらいはかかっておるんじゃないかと、私はそのレベルで、さらに詳しいことは申し上げませんが、今は、そんなんだと。いつと言われても、私はわかりません。

○市長（松永清彦君） はい、それでは、お答えいたします。

1点目の現在の貯金の額と借金は総額で幾らかについてですが、市全体の基金の平成23年度末残高は土地保有分を除いて63億8,326万円であり、市債の平成23年度末残高は、確定で377億9,184万円であります。これは6月の市報にすべて記載して、市民の皆さん方のところにお届けをいたしております。

2点目の、庁舎は幾らでつくるか、国からは幾らもらえるか、海津市の貯金はどれだけ使うのか、借金は幾らかですが、海津市統合庁舎整備工事（第Ⅰ期）につきましては、今定例会に工事請負契約の締結について議案として提出させていただきましたが、13億1,775万円となりましたので、監理委託料や第Ⅱ期の概算工事費と合わせ、備品や解体経費は未定のため除くと約17億9,000万円となります。財源は、合併特例債約16億7,700万円、公共施設整備基金約1億1,300万円を予定しております。合併特例債の70%が基準財政需要額に算入され、後年度約11億7,000万円が普通交付税として交付されますので、残りの5億700万円が市の負担となります。

3点目の379億円の借金についてふえていないと言われたが、どうして減ったのかですが、

合併時である平成16年度末市債残高は全会計で390億951万9,000円であり、ふえているわけではございません。

普通会計では、平成18年度と平成20年度で2億6,443万1,000円を繰り上げ償還し、公営企業会計では、公的資金補償金免除繰り上げ償還制度を利用して、高利率借り入れの市債を平成19年度から21年度にかけて7億8,946万1,000円を繰り上げ償還しております。

なお、普通会計での市債残高の増加要因は、臨時財政対策債、合併特例債の借り入れによるものですが、御承知のように、臨時財政対策債は交付税の代替えとして全額が後年度交付税算入されるものであり、この臨時財政対策債を除く平成16年度の残高103億7,654万4,000円が平成23年度では、残高93億1,894万6,000円となっております。

4点目の、統合庁舎をつくり人件費及び経費の削減に努めるとはどのような計画を持たれて答弁されたのか具体的に説明をいただきたいですが、統合庁舎を整備することにより、試算では庁舎の維持管理費、光熱水費等、約二千数百万の縮減が図られます。また、海津市組織再編計画や海津市定員適正化計画による職員の定数削減により、給与費の削減が図られます。現在、各庁舎の総合窓口課の職員は合計21名であり、平成23年度の職員1人当たりの給与費は550万6,000円となっております。

それ以外にも、統合することにより、公用車、事務機器などの削減、庁舎間の移動に伴う経費などコストの縮減が図られるほか、各部局間の連絡・調整等がスムーズにでき、事務効率の向上も図られます。

5点目の、全国で償還不能都市4つの中に海津市が入っているということでございますけれども、まず御指摘の償還不能につきましては、財務省が地方公共団体の財政状況把握のため作成した計算式に合わせて情報誌である「日経グローバル」が独自に計算し、公表したもので、総務省が行っております「市町村別決算状況調」（決算統計）平成19年度決算が引用されております。この債務償還可能年数は、実質債務が行政経常収支の何倍であるかを求めたもので、行政経常収支が赤字の場合は償還不能と判定されております。

そこで、当市の平成19年度決算を分析してみますと、当市が償還不能と判定された最大の要因は、国営長良川用水土地改良事業負担金の繰り上げ償還であります。事業費11億6,802万556円に対して、本事業に充てるべく特定財源として国営土地改良事業基金を9億6,935万5,000円取り崩して支出したことであります。このことは何ら問題のないことでありますが、この指標算出に当たっては非常に大きな影響を及ぼしております。この指標を求めるための計算式において当事業の特定財源である基金の取り崩しは、社会資本建設のための投資収入とみなされ、行政経常収支から控除されております。一方、歳出においては収入同様に建設事業費、公債費、積立金等は投資支出とされ、当事業については、予算科目19節の負担金補助及び交付金で支出された補助費等に分類されていることにより、行政経常支出に計上され

ていることでもあります。このことにより、基金取り崩し相当額が経常的な収入を計算上圧迫した状態となったものです。

平成19年度決算にはこの特殊な要因があり、この1年間の指標だけで判断することは適当でなく、平成20年度決算では、東海財務局岐阜財務事務所により行われた「平成20年度海津市財務状況把握の結果概要」でヒアリングを踏まえた総合評価によれば、海津市には債務償還能力及び資金繰り状況に関して財務上の問題は生じていないとなっています。

また、公的指標である地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく当市の平成22年度決算の指標は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がなく、実質公債費比率は11.8、将来負担比率は82.5となっており、いずれの指標も早期健全化基準を下回っております。

今後も、起債許可団体にならないよう、より健全な財政運営に努めてまいりたいと存じます。

以上、山田勝議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 山田勝君。

○7番（山田 勝君） 私、冒頭からちょっと市長の答弁で頭がどうやらなってしまったんですけど、3年間延長して26年までと変更を行ったと、さのように言われるのやが、こんな堂々としておっていいんですか、これ。3年間でやるやつを6年まで延ばすのを当然のような言い方をされる、もうちょっと日本語で言い方があるんじゃないですか、これ。こんなばかな話はないですよ。私は絶対反対しておったんですから、あのときは。それに対して何とか言い方をかえてもらいたいと思います。まず、それ1点。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 本当に我々も一生懸命努力しているわけですが、まだまだ努力が足りない、このように思っております、さらなる努力をしてみたいので、よろしく願い申し上げます。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 山田勝君。

○7番（山田 勝君） 努力を私はどうのこうのと言うておるんじゃないです。3年間延長は当たり前のことのような言い方をされるので、私は、まあ皆さんに御理解をいただきましてとか、何ともならなんだの、こういう言い方が当たり前やないかね、これ。そのあたりはどう思われるんですか。自分によらなんだということをなぜ謝罪されるんですか、これ。どえらい損害ですよ、私たち海津市は、延ばすほど。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほど申し上げましたが、努力しましたけれども、3年間延長となりましたことに対してはおわびを申し上げたいと思います。

ただ、損害というよりかは、これは企業誘致の中でその分も転嫁して売価にしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 山田勝君。

○7番（山田 勝君） 7億5,000万を支払ったということは、これは先般、3月の定例会でお聞きしましたが、その使途の内容をお知らせいただきたいと。先ほども六鹿議員の質問にも言われて、どうせ同じことを言われるだろうと思ったんですけど、なぜ言えないんですか、これ。あとの都合があるでとかということで、交渉、駆け引きに非常に不都合になるというようなことを言われたと思うんですが、これ、市長の財布から払うやつなら私は聞けませんが、市民の税金を使うんですよ、これ。それを、あのときにも言えん、このときにも、さらにいまだにまだ言えん。7億5,000万も使って、それは言えませんというような、そんな不理解なこと、極めて不愉快ですが、聞かせてもらえんのですか、これは。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほど答弁させていただきましたが、お聞きになっていただけないということでしょうか。

使途につきましては、土地の取得費、測量・設計業務費、公共残土の仮置き場での作業費、借入金利息の支払い、地質調査費等の支払いに充てております。

ただ、その幾らで買い求めたか、これにつきましては、今後のまだ事業継続上、その売価に関しては御返事しかねるという答弁をさせていただいております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 山田勝君。

○7番（山田 勝君） 7億余りの金を使って、そしてそれがまだ具体的に皆さんの前で言えないというような使い方は、これはどうなっておるんですか。余りにも無責任過ぎると思うんです。言えんものは、こんなことで何遍やっておってもあかんで、また今後尋ねたいと思いますが。

公社で企業誘致とかいろいろということで、土地開発公社の質問もさせていただいたんですけど、資本金が500万で県が100%出資されておるということをお聞きしたんですけど、これ、事務所では何人働いておるのかということと、500万ぐらいの資本金でどこから給料が出ておるのかということ。私、素人判断で、みんなこれ、ほかもあるでしょうけど、海津市もそれらの、その働いてみえる人たちの給料は、これ、長引きゃあ長引くほど持っていかん

ならんのかないかね、私たち、利息だけじゃなくて、それらの人件費はどうなっておるんですか、それは。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 土地開発公社につきましては、山田先生もみずから行っておられますので、概要については御存じのことかと思えます。細部にわたりましては、大倉部長から御報告させます。

○7番（山田 勝君） 市長やってくれや、市長、私は大倉君に聞いておれへんで。市長、これを言うてくれというて。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 土地開発公社の職員が何人いて、どれぐらいかということは、ちょっと私は存じ上げておりません。ですから、御報告できないということであります。

先ほど山田先生がおっしゃった心配はありますので、できるだけ早期にこれを解決して、そして売却していきたいと思っております。

東海環状西回り、これが10年以内に完成するというので、西回りのほうの工業団地もぼつぼつ動き出しております。したがって、できるだけ早期に解決をしまいたいと思っております。

ここに数字がございますので、御報告申し上げます。

平成22年度、役員が常勤3名、非常勤が10名、常勤が職員が20名、非常勤が10名、合計43名であります。

以上でよろしいですか。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 山田勝君。

○7番（山田 勝君） ありがとうございます。

もうちょっとお聞きしますが、この特別法人というのは、どういう意味で特別法人となっておるのか、私、実は法務局で聞いてまいりました。どこを探しても特別法人というようなことは表示されておりませんが、そのあたりは、私の調査不足なのか、とにかく特別というのはなぜ言われたのか、市長、お答えいただきたいと思えます。

それから、この事務所はどこにあるんですか。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） ここに岐阜県土地開発公社の設立目的がありますので、ちょっと読ませていただきます。

岐阜県土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、岐阜県の行政施策を円滑かつ効率的に推進するために、公共用地・公用地等の先行取得及び工業団地等の造成事

業等を行い、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的に、昭和48年4月に岐阜県開発公社を組織変更し、設置された特別法人、こういうことのようにございます。

場所は、前はふれあい会館にございました。先生も行かれたと思いますので御存じかと思いますが、ことし、大垣に移りました。大垣にありますワークショップ24、6階、大垣市今宿6丁目52番地18であります。よろしいですか。

[7番議員挙手]

○議長（森 昇君） 山田勝君。

○7番（山田 勝君） ありがとうございます。

間違いございません、そのとおりです。まだ4月17日ですか、移転をしたということで、ごく新しい、登記簿というか、私は全部、ごく近々に写しをもらってきたということでございますので、どのような判断をされておるのか。恐ろしい額をお任せするというところやったら、何をやっておるとか、職員はどんなレベルがやっておるのやということぐらいはある程度は知っておいてもらいたいが、参考のためですけど、そこで働く、市長は何名かと言われたが、その職員は県庁のOBがほとんどで、中には県会議員も名を連ねておるといのが現状なんです。

そういったことで、私はそいつらにやられてしまわなええがということが一番心配しておるんです。貴重な、私たちのありもせん金を払わなきゃならんということですので、憂慮の意味から強く申し上げたという思いでございます。

その次に、庭田地区へ説明に6回行かれたという説明でしたが、市長みずから何回行かれたんですか。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 今、懸案事項になっておるほうにはお邪魔しておりますが、庭田地区のほうは、折々お話をさせていただいておるとい状況です。職員が6回訪問し、進行状況を御説明申し上げているところであります。

[7番議員挙手]

○議長（森 昇君） 山田勝君。

○7番（山田 勝君） ちょっとわからんですけど、市長は先ほどの答弁で6回、庭田地区に説明に出かけたという、開催したということと言われたと私は聞いたんですけど、その中で市長は何遍出られた。ちょろっとそこら辺で会って話したぐらいのことなら、説明のうちには入らんということですが。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 庭田地区に説明をされたかということで、これは職員が6回、説明会を開催させていただいたということでもあります。

○7番（山田 勝君） 市長は。

○市長（松永清彦君） 私は行っておりません。

○7番（山田 勝君） 市長も素直に答えていただきました。地域の人に私がお伺いしたら、市長は一遍も顔を見ておらんということも聞いておりますので、1回行った、2回行ったと言われたら、私はさらに言いたいなと思っておったんですけど、ありがとうございました。

次にですが、市の借金が377億9,000万円になるということで数字を、これは私が前から上げてきた数字ですけど、このようなことですが、I期工事は13億1,000万ということはきのうの議会でも報告がされました。交付税算入で返ってくる、返ってくると、後からそういうことを言われるが、交付税は年々減っていってしまうばかりだという私は判断しておるのや、そこの中に、よう国政レベルに尋ねると、交付税の中に入っております。この交付も入っておりますということを説明されて、幾ら入っておるとか何とかということはなかなか教えてもらえんということもよく聞くんですけど、入っておったらふえていかないかんのやけど、交付税もさらに減っていってしまうと。あれもこれも入れたけど、減っていくというように、どうやって海津市がこれからやっていくのやと、極めて私は心配をしております。

なかなかうまく私も申し上げられませんが、市長からたらたらと説明を受けても、何を書いた、記憶になかなか……。

それから、まずもって、市長、償還不能都市ということはどういう都市を言われるのや、ちょっと説明してもらえんですか。せつかく皆さんが来てみえるんで、償還不能都市って何ですか、これ。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 償還不能都市につきましては、後で財政のほうからお答えさせていただきますが、私が最初山田議員に御質問しましたのは、この日経グローバルというのが出た、多分そのことの御質問だろうという確認をとったんです。この日経グローバルの記事は平成19年で、議会の先生方には大変御心配いただきまして、全員協議会で御説明を申し上げております。そのことを山田先生も多分御記憶であろうと、このように思います。

それでは、ちょっとその償還不能の。

○議長（森 昇君） 財政課長 服部尚美君。

○総務部財政課長（服部尚美君） 償還不能ということでございますが、これは実質債務を行政経常収支で割って求めるものでございます。平成19年度につきましては、行政経常収支は、先ほど申し上げました特殊な要因によりまして分母がマイナスとなりましたので、算式上、償還不能ということになっております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 山田勝君。

○7番（山田 勝君） 私の知る範囲では、償還不能都市というのは、公共事業を一切やらなくても、幾らつつましくやっていっても赤字がふえていくというのが償還不能都市ということで、そういう都市を目指しておるようなことではあかんし、もう1つ、総務省が行っている市町村の決算状況を調べて財務省が引用されたというようなことも言われたように思うんですが、総務省というのは市町村が幾ら鼻を突こうが火の車になろうが眺めておるだけだということですが、財務省はそれを何とか立て起こすには早く目覚めないかんやないか、気をつけてやりなさいよ、節約しなさいよという、世話というか、市町村にしてみやあ世話かもしれませんが、そういうことを言うて立ち直りをということで、今回、私が見たテレビでは5市と町が上がったということで、私は市のことだけと、全国で4市だけが、いわゆる火だるまという市で、やがて破綻に近づいていくのやないかと、こんなようなことを言われたという感じがありますので、私があそを言うておると思われるなら、私は全部CDで録画もしておりますのでまたお見せしてもよろしいが、そんなことを思っております。

そういったことについて、市長が答弁されたように、このような派手な、貧乏まちですごい庁舎をつくって、そして見てくれをようすると、所得があるのか、またそれとも市長は何とも思っておられんのか。そのあたりは、つくることが意義があると言われるのは、1人100万円の借金があつて、どうしてこれを返していくのかということも、ひとつ市長、教えてもらいたい、お願いします。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 私が申し上げておりますのは、その計算式上で日経グローバルがこういう判断をしたと、これは19年度ですよというお話を申し上げております。これは日経グローバルに異議を申し込みました。その4つの団体も借金を返済して、その入りと出の関係の中で4つの団体になったというまちがほかに2つあったと聞いております。したがいまして、海津市は、19年度だけではなくて、18年度も20年度も21年度も22年度も決算を示しております。議会の先生方にもお届けをいたしております。その中で、先ほどおっしゃった地方公共団体の公的指標であります財政の健全化に関する法律に基づく当市の平成22年度決算の指標は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がなく、実質公債費比率は11.8、将来負担比率は82.5となっておりまして、いずれの指標も早期健全化基準を下回っております。

今後も、御心配いただきました起債許可団体にならないように、より健全な財政運用に努めてまいりたいと思ひますし、この数字は市報で、山田先生、毎年発表しておりますので、ぜひごらんいただきたいと思ひます。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 山田勝君。

○7番（山田 勝君） 私は自分にまとめたんですけど、こういうふうに財務省があぶり出しということを使われて4つの市を上げられたということでございますので、それをそんなということで信用せんわけやない。優秀なまちで、お隣の川越町も全国では優秀なまちやということも言っておられたので、それも参考までに私はここへ拾い上げましたけど、このような4つの中でも立派な市としてカウントされるまちに入るのでないということをしかりと認識して、今後も行政に携わっていただきたいと思います。

時間ですので終わります。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） これで、山田勝君の一般質問を終わります。

ここで、休憩をとりたいと思います。10時40分から再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

（午前10時24分）

○議長（森 昇君） 休憩前に引き続きまして一般質問を再開します。

（午前10時40分）

◇ 浅井まゆみ君

○議長（森 昇君） 続きまして、4番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

〔4番 浅井まゆみ君 登壇〕

○4番（浅井まゆみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2点質問させていただきます。

まず1点目に、通学路の安全対策についてお伺いいたします。

登下校中の子どもたちを襲う痛ましい交通事故が各地で相次いで起きています。京都府亀岡市で起きた事故では、集団登校中の児童ら10人が軽乗用車にはねられ、死傷いたしました。千葉県館山市でも停留所で路線バスを待っていた子どもたちに軽乗用車が突っ込んできて、小学1年生の男の子が亡くなり、同日、岡崎市でも県道交差点で集団登校で横断歩道を渡っていた児童2人が軽ワンボックスにはねられ、けがをいたしました。2人が通う小学校では、前日に教員が下校に付き添い、全通学路を点検したばかりといたします。

本市においても、最近、交通事故による死亡事故が多発しており、一歩間違えば生徒が巻き添えになるような事故がありました。ありがたいことに、本市にはたくさんのスクールボランティアさんが子どもたちを見守ってくれています。しかし、保護者らの対策にも限界があり、児童・生徒がルールを守っていても車が突っ込んできたらどうしようもないという問題が根底にあります。

今回の事故後、通学路の総点検がなされていると思いますが、危険箇所への道路標識、路

側帯の拡幅やカラー舗装、さらには通学時間帯の指導や、取り締まりを警察に強化していただくなど、学校、地域住民、行政、また地元警察と連携し、被害を最小限に食いとめる施策を実施していくよう、子どもたちのとうとい命を守るために、ハード・ソフト両面からやれることはすべてやるのが肝要です。

あすを担う子どもたちが登下校中に悲惨な事故に遭わないことを願って、以下お伺いいたします。

1点目、本市における通学途中の事故の実態についてお伺いします。

2点目、今回の事故後、通学路総点検の結果、危険箇所への対策はどのようにされたのか、ハード・ソフト両面への対策を伺います。

2点目に、熱中症対策にミストシャワーの設置をとということでお伺いいたします。

ここ近年の猛暑で熱中症で救急搬送されるという報道がたびたびあり、昨年もつくば市の中学生18人が体育祭の練習中、熱中症と見られる症状で救急搬送されました。

そこで、全国では熱中症対策の一つとして、学校にミストシャワーを設置するところがふえています。ミストシャワーは2005年の愛知万博から使用されるようになり、ヒートアイランド現象の緩和や省エネ対策として注目され、全国に広がっています。このミストシャワーは、ミスト散布機を使って水道水を霧状に噴射し、気化熱で周囲の温度を下げる効果があります。日本で昔から行われている打ち水と同じ原理です。霧は素早く蒸発するため、手足や服はぬれず、気温を約3度下げるといいます。水圧を利用し、霧を噴き出すため、電気を一切使わず、ランニングコストも低く、設置費用も業者によって違いますが、2,500円ぐらいと安価です。

先日、北方町の小学校に視察に行ってきました。そこは校舎から体育館へ行く渡り廊下20メートルほどに設置されていました。近くに水道の蛇口があればどこにでもつけられるそうです。子どもたちや保護者の方から運動会や奉仕作業中にととても涼しいと大好評で、北方町では昨年の夏に全小・中学校に設置されたそうです。設置も自分たちでやれば費用もかからないということでした。大垣市でも、昨年、幼稚園・保育園に設置されたそうです。

今後の熱中症対策として本市でも冷房のない小・中学校に取り入れられないか、お尋ねいたします。

○議長（森 昇君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

初めに、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の通学路の安全対策についての御質問にお答えします。

海津市においては児童・生徒の通学時の安全確保では、保護者の方々の危険箇所での見守りはもとより、海津地区交通安全協会の皆様による毎月の交通安全街頭指導、交通安全活動

の実施や、市からの補助金等で新入学児童らへの交通安全啓発グッズの配布を初め、各種行事での交通誘導等、児童・生徒への交通安全啓発に大きな役割を果たしていただいております。

あわせて地域安全ボランティアの方々の朝夕の児童・生徒の通学時見守り等、多くの地域の方々の献身的な日常の取り組みにより、子どもたちが交通事故から守られていることに感謝いたすものであります。この場をかりてお礼を申し上げます。

さて、市としての交通安全対策でのソフト面での取り組みとしては、平成18年度から総務課の生活安全係に交通安全指導員を2名雇用し、児童・生徒の登校時に交通安全街頭指導や、各小・中学校、保育園、幼稚園及び認定こども園からの依頼により、警察署員と同行して交通安全教室の実施をしております。

また、防災行政無線を利用したの広報活動、啓発活動、広報紙を利用したの啓発活動等、できることはすぐに実施することとして取り組んでまいりました。

また、交通安全施設整備等のハード面では、学校要望等による通学路への標示看板の設置や、通学路への自動車通行の抑止看板の設置、用排水路の転落防止さくの設置など、すぐに対応できるものについては早急な対応をさせていただいております。

今後は、学校で作成されている通学路の危険箇所マップや通学路ハザードマップなどをもとに、教育委員会や警察署と連携を図り、危険箇所情報の共有化を初め、共同での現場点検の実施をし、関係部署での対策案の検討をして、通学路安全の確保としての歩道の設置や拡幅、歩道ができない場合の歩行空間の安全性の向上のための路側帯の拡幅、交通量の多い交差点への信号機の新設や危険な交差点の改良を関係機関へ要望していくなど、長期・中期・短期に分けた交通安全施設整備計画を策定して、関係部署が連携を図り、安全な通学路確保のために対応可能なものから順次対策を進めてまいります。

また、海津警察署とは交通安全だけではなく防犯の面でも連携を密にして、防犯啓発を初め、防犯活動に取り組んでおります。

市としましても、機会あるごとに交通事故防止に向けた呼びかけを継続して行いながら、交通安全対策への取り組みをより一層強化してまいりますので、御理解、御協力のほど、お願いを申し上げます。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 次に、教育長 横井信雄君。

〔教育長 横井信雄君 登壇〕

○教育長（横井信雄君） 浅井まゆみ議員の通学路の安全対策についての御質問にお答えいたします。

浅井議員の御質問にありましたように、亀岡市や館山市で起きた事故は大変に痛ましく、

本市で起きたことを想像しますと背筋が凍るような思いで受けとめておりました。子どもたちが交通事故に遭わないように全力で安全確保に取り組んでいかななくてはならないと、改めて決意いたしておるところでございます。

さて、1点目の本市における通学途中の事故の実態についてであります。平成22年度は、小学校1件、中学校2件で、すべて飛び出しが原因で、けがの程度は打撲でありました。平成23年度は、小学校3件、中学校1件で、飛び出し2件、信号無視の車と接触2件で、けがの程度は、打撲とすり傷でありました。

次に、今回の事故を受けてソフト面の対策についてであります。まず浅井議員が言われましたように、各小・中学校で通学路の総点検を実施いたしました。そして各校区ごとに通学路の危険箇所を把握して、児童・生徒への交通安全指導や保護者への文書等による注意喚起を行いますとともに、危険箇所に教職員やPTAが立って安全確保に努めたり、登下校時に教職員が引率指導したりしております。さらに、海津警察署とも連携をとり、危険箇所の情報提供による安全指導や見回りをしていただいたり、県土木事務所や市の建設課、総務課にも情報提供をしてハード面の整備へとつながるようにしております。

また、多くのスクールボランティアだけでなく、海津市交通安全協会の方々にも登下校の安全確保への協力を申し出ていただきましたので、危険箇所を中心とした見回りをお願いしております。

今後は、各校区ごとの危険箇所を集約し、海津市全体の通学路安全マップを作成、なお、これには防災時の危険箇所ハザードマップも含めていく予定でありますが、そういうものを作成しまして、学校だけでなく、保護者、地域、関係諸機関すべてで子どもたちの安全確保に努めていくように考えております。

次に、熱中症対策にミストシャワーの設置をの御質問にお答えいたします。

昨年、市内の小・中学校でも熱中症と思われる症状で気分が悪くなり、病院にかかった子どもや保健室で治療、手当を受けた子どもが多くあり、各学校においてはその対策として、お茶を持たせたり、小まめに水分補給をさせたり、朝御飯をしっかりとらせて体調管理をするよう家庭に依頼をしたりしていました。

また、教室の扇風機での換気や、部活動の練習時、試合時などの塩あめや梅干し等の準備にも心がけております。

さて、ミストシャワーは、現在、どの学校にも設置されていませんが、浅井議員が言われますように、体育の時間や部活動の練習等、暑い外での活動時に効果があると思われれます。体感温度が下がり、涼しさが感じられ、熱中症対策の一つとして効果が期待されますので、子どもたちの体調管理につながるミストシャワーの設置をこの夏から、就学前施設や全小・中学校に取り入れていきたいと考えております。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 再質問ございますか。

[4 番議員挙手]

○議長（森 昇君） 浅井まゆみ君。

○4 番（浅井まゆみ君） まず、ミストシャワーについて全小・中学校、また幼・保にも全部つけていただけるということで、大変ありがとうございます。子どもたちも大変喜ぶと思います。

次に、通学路の総点検についてお伺いしますが、安全対策についてですが、1 点目の事故の実態について、幸いにも打撲とかすり傷程度のけがで済んだということでよかったと思います。その事故が発生したときに、どういった指導、また対処されたのか、そのことをまず 1 点、お伺いします。

それから、総点検の結果、危険箇所は何カ所ぐらいあったのか、お伺いいたします。

○議長（森 昇君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） お答えします。

まず、事故の発生に対してとる対処と申しますか、そのことについてお答えしたいと思いますが、これはそのときだけではなく、そういう起こった場合、絶えずそういうような動きをつくるというようなことでやっておりますので、一般的な回答になるかと思いますが、願います。

まず事故が起こりますと、学校へ交通事故の発生の連絡が入るようなシステムにしておりますので入ってきます。その連絡を受けまして、校長を中心とした管理職、あるいは養護教諭、学年主任、担当等が現場へ向かいまして、その状況を把握して、例えばもう病院へ行っている場合もありますし、行っていない場合は、すぐに救急車を呼んで対応すると、学校職員も手分けをして病院へ行くというようなことになります。

それから軽い場合は、病院へ行って、そこの診断を受けて保護者に引き渡すというようなことで終わりますが、重い場合は、ずうっと付き添ったり、あるいは子どもを管理職が見舞うというようなことも対応しております。今回の場合のようにすり傷程度ですと、そこで終わるという場合が多いんですが、そういうことをしております。

それから、学校では一つの事故を教訓にして全児童・生徒に交通事故を起こさないような注意を促すために、全校集会を開いたり、学年集会を開いたり、あるいは放送で喚起を促すというようなことをやっております。

それから、特に警戒的にやらねばならないという場合は、PTA等にもお願いしまして、あるいは交通安全協会等にもお願いしまして、期間を切って一斉に交通指導に当たるというようなこともやっております。

以上が1点目に対するお答えでございます。

それから2点目の危険箇所の件でございますが、今年度、5月25日を締め切り日にしまして、各小・中学校を一斉に点検させていただきます。その中で学校が上げてきた通学路の主な危険箇所というようなことで、全体では214カ所ありました。その214カ所についてみますと、例えば路上の駐車が多いとか、あるいは歩道がないとか、横断歩道がないとか、それから見通しがちょっと悪いとかというような件がほとんどであるというようなことでございますので、関係機関とお願いやら調整なんかを行いまして、順次、できるだけ早くですけど、解決できるものから直していただくようお願いしたいなあと、こんなふうに思っております。

それから通学路の歩き方等につきましても、小学校の場合特になんですが、保護者と一遍一緒に通学路を歩いてくださいと、親さんが子どもとですね。ここは危険だよというような指導も子どもにお願いしますというようなことも、通学路を安全に利用するための方法としてそんなことも考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 浅井まゆみ君。

○4番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

危険箇所については214カ所ということで、すごく多いなということでびっくりしたんですけども、すぐに対応できる、横断歩道を設置したりとか、路上駐車に対応なんかは早速やっていただきたいと思っております。

高須小学校や今尾小学校では自転車通学のところもあります。本当に親さんも御心配であると思います。一步間違えれば大けがにつながるということもありますので、その自転車通学のお子さんに対してもしっかりと指導のほう、よろしく願いいたします。

また、バス通学のところもあります。今回、停留所でのああいった事故もありますので、待ち合わせ場所等の対策もとっていただきたいと思っております。

瑞穂市では、昨年、登校中の中学生がはねられて死亡したという事故がありました。そのときにされた対応というのが、片側1車線であった道路のセンターラインをなくして、運転手が速度を出しにくいように、人の歩く路側帯を拡幅してカラー舗装もしたそうです。

それから、スクールゾーンの整備などによる自動車規制の強化、特に一方通行にしたり、自動車の制限速度を30キロ以下に規制する、いわゆるゾーン30を整備するなどの対応もされているところもあるそうです。

今後、危険箇所を地元警察と合同で確認して、県土木やそれぞれの担当課へ要望していかれるということですが、早急に対処されますよう、よろしく願いいたします。

先日、海津署に行ってお話を伺ってきました。市内で交通死亡事故が多発しているという

ことで、今、海津署員の方50名が本当に一丸となって交通事故ゼロを目指して頑張っているそうです。具体的には、朝7時半から8時半、それから夕方の5時半から6時半まで市内の主要交差点6カ所に立っていただいて、6月15日までは毎日、注意喚起を促すよう立っていただいているそうです。それと同時に、同時刻にパトカー3台での巡回も通学路を中心に行っているそうです。また、社協にお願いして高齢者の方への宅配弁当にチラシを入れていただいたり、またヤクルトレディの方にもチラシを配布していただいたりという試みもされているそうです。

とにかく、警察官の方が立ってくださっているだけで、それだけでもドライバーの意識が違おうと思うので、これからも続けていってほしいということをお願いしてきました。

警察庁の統計によれば登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は、昨年1年間で2,485人にも上るそうです。今後も定期的に通学路の総点検をやっていただくことと、子どもたちへの交通安全教育をしっかりとやっていただきたいと思います。子どもたちが悲惨な事故に遭わないよう、最善の努力をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（森 昇君） これで、浅井まゆみ君の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 秋 弘 君

○議長（森 昇君） 続きまして、1番 伊藤秋弘君の質問を許可します。

〔1番 伊藤秋弘君 登壇〕

○1番（伊藤秋弘君） 海津市組織機構再編計画の南濃・平田支所について、市長にお伺いいたします。

念願の統合庁舎整備事業に着手され、行政改革が本格的に進められると思慮いたします。平成24年3月に示されました海津市組織機構再編計画書の中で統合庁舎の完成に伴い、南濃庁舎、平田庁舎が廃止され、それぞれに支所を設置し、現支所の業務を最低限の業務とし、それぞれ市民サービスの低下を招かないようにするとしております。しかし、2年後には新組織が動き始めますので、建物については、南濃支所は現在の文化会館内に、平田支所は東館内に設置するとしているだけです。

そこで、市長にお伺いいたします。新支所では現支所の業務以上のサービスを市民に提供するとしておりますが、何を想定されていますか、具体的にお示しください。それに伴い、職員は何名配置されますか。

そして、現在の両庁舎は老朽化が進み、耐震補強や改修は行わない方針と伺っておりますが、今後の利用方法、もしくは危険だから取り壊すとすれば、その実施時期はいつごろで、跡地の有効活用をお考えでしょうか。

以上、南濃・平田地区の住民にとっては重大関心事でありますので明確な御回答をお願いいたします。

○議長（森 昇君） 伊藤秋弘君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 伊藤秋弘議員の海津市組織機構再編計画の南濃・平田支所についての御質問にお答えいたします。

本年度より統合庁舎整備事業に着手することに伴いまして、組織機構の再編を行う必要があるため、海津市組織機構再編計画の改定版を本年3月に公表させていただきました。そして、計画施行予定期日を統合庁舎完成後の平成26年4月1日とさせていただいております。この計画の中では、伊藤議員が述べられているとおり、南濃庁舎及び平田庁舎の廃止に伴って生じる便益低下が起きないように、海津市文化会館内に南濃支所を、平田庁舎東館内に平田支所を設置することとしております。

伊藤議員の御質問にありますように、新支所の業務につきましては、現在の南部・北部支所で行っております窓口業務を削減せず、最低限の業務として行う計画をいたしております。よって、判断を伴う業務は、すべて本庁の担当部局にて行う計画ですが、市民の方から苦情や相談があった場合には、当然、お話を伺い、その上で担当部局等、責任の持てる立場の者に伝え、対応していきたいと考えております。

支所職員の配置人数につきましては、今はまだ具体的な人数は決めておりませんが、現在、第3次定員適正化計画を作成中であり、また第2次海津市行政改革プランに掲げた簡素で効率的な行政運営を目指すために、本庁も含め配置人数は、業務に相応した必要最低限にしていきたいと考えております。そして現在の南濃庁舎及び平田庁舎につきましては、老朽化しており、取り壊す計画でありますが、取り壊しの時期や跡地の利用方法につきましては、今後、財政状況等をかながみながら、早急に計画を策定し、報告させていただく予定でありますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上、伊藤秋弘議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 伊藤秋弘君。

○1番（伊藤秋弘君） 今の市長さんの答弁では、南濃支所と平田支所の業務については何ら明確に回答をいただいていると思うんです。といいますのは、現在の窓口課ですか、各庁舎に置いてありますわね。あの程度の業務をさせるものなのか、それとも現在ある南部支所、北部支所のような窓口業務だけでほかはやらないよということなのか、そのところを

はっきり御回答をお願いいたします。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 伊藤議員さんからも行財政改革が進められる、そういうお話を承っておりますが、現在考えておりますのは、今の窓口課という形ではなくて南部と北部のほうの形態を考えております。そして市民課に本部を置きまして、市民課からすぐ人が出られるように、そういったような形を考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 伊藤秋弘君。

○1番（伊藤秋弘君） といいますと、現在の北部支所、南部支所のように、職員1人か2人置いて同じような業務をやるということで、計画書にうたってあるように、それ以上の業務、サービスを行うとしておりますが、何らその辺のところが見えてこないわけですけど、その辺のところ、もう一度はっきりお答えください。

○議長（森 昇君） 副市長 後藤昌司君。

○副市長（後藤昌司君） 先ほど市長のほうから御答弁を申し上げたとおりでございますが、今現状で第3次の職員の適正化計画を作成しております。その件もございまして、今後、南濃、それから平田の支所には何名程度職員を配置していくかということは検討させていただいておりますが、今現状で1名とか2名ということは想定をしておりません。もう少し多い人数で、どうしても大きな支所になりますので多い人数が必要だろうということは想定しておりますので、その辺、よろしく御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（森 昇君） これで、伊藤秋弘君の一般質問を終わります。

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（森 昇君） 続きまして、6番 藤田敏彦君の質問を許可します。

〔6番 藤田敏彦君 登壇〕

○6番（藤田敏彦君） 議長の許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

私は、1点、小規模産業廃棄物処理施設設置の事業計画について、質問相手は市長であります。

質問内容、去る4月22日に松山グリーンハイツ自治会コミュニティセンターにおいて小規模産業廃棄物処理施設設置説明会が行われました。122名の地域の住民の方が参加されました。

県からは産業廃棄物対策課係長、技術主査、技師、市からは環境衛生課課長、課長補佐、係長、企業側からは社長以下役員2名、プレス機を納入する業者が1名でありました。

現場は国道258号線沿いの松山地区において、自動車（廃車）のリサイクルセンターの新

築工事にプレス機を設置する計画に対する住民への説明会でありました。

住民からの質問等を少し紹介いたしますと、騒音、振動、粉じん、悪臭、排煙、排水、油類の地下浸透、就業時間、工場周辺の不動産価格の評価の下落、国道258号線への出入り口に対する安全性の確保、景観に対する配慮等、いろいろな質問がございました。

業者側からの回答は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、関係法令は遵守しますとのこと。住民の皆さんが心配されるお気持ちは十分理解できます。工場の建築確認は、既に許可されて、建物は建っております。

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第23条第1項の規定である事業計画に対する意見書が事業者へ数多く提出されていると思います。そもそもこんな問題が出てくるのは、海津市には建築基準法による用途地域の指定がないからであります。法的には何ともなりません。かといって用途地域を指定いたしますと、土地の所有者は、農地であっても宅地並みの課税を納めることとなります。行政としては決断が非常に難しい、今後も同種の工場が進出してくる可能性があります。住民の環境を守るのが市政であります。市は、地域住民の意見を十分に聞き取り、事業者と公害防止協定を結ぶべきであります。市長のお考えをお伺いいたします。以上です。

○議長（森 昇君） 藤田敏彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 藤田敏彦議員の小規模産業廃棄物処理施設設置の事業計画についての御質問にお答えします。

岐阜県内で小規模産業廃棄物処理施設を設置する場合は、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例で定められた事業計画書の提出等の諸手続を実施しなければなりません。この諸手続の1つに、関係住民に対する事業説明会の開催が義務づけられています。また、地域住民は、この事業計画について生活環境の保全上の見地から意見書を知事経由にて提出することが認められています。意見書に対しては、事業者は見解書を作成し、知事への提出が義務づけられています。このことに基づき、本年4月22日に説明会が開催され、79名の方々からさまざまな御意見が出され、これに対する見解書を6月1日、西濃振興局長より受理いたしました。

藤田議員御指摘のとおり、制度面での問題点もありますが、住民の生活環境を守り保全していくことは最も重要な行政の役目であると考えております。藤田議員からの公害防止協定を締結すべきではないかとの御提案につきましては、自治会・事業者・市の3者協定とした環境保全協定書（案）を5月上旬、自治会にお示しをしているところであります。事業者からは、説明会の折、協定締結の意思表示がされていることや、見解書での締結を検討したい

との回答及び本社や滋賀工場での協定締結実績、また県条例第36条では、関係住民や関係市町村長から環境保全協定締結要請があった場合、これに応じるよう努めなければならない規定になっています。

これらの状況を踏まえ、協定締結に向け努力してまいります。周辺地域住民の方々の御意見を第一義として進めてまいりたいと考えております。

以上、藤田敏彦議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 藤田敏彦君。

○6番（藤田敏彦君） 市長のそういう方針は、住民の意見も取り入れてということは理解しました。

もう1つ、参加された方の女性の意見を1つ述べさせていただきますと、あの住宅地は、三十数年前に日本が高度成長期時代にお見えになった大きな住宅地でございます。この地は、その方が言われるには、養老山地は四季を通して非常にすばらしい地域であり、また自然豊かな田園風景が広がっていると。そして養老鉄道もあり、国道も走っていると、住宅地としては最適な地域であるということでお住みになられたと。子どもも成長し、夫は定年退職を迎え、今後、静かに老後を迎えようかと、こういうさなかにそういう工場が進出してくると、非常にショックを受けたというふうに嘆いておられました。

まず、このいろんな公害というのはあると思いますが、この工場が一番危惧されるのはプレス機であります。廃車をプラスチック部品とかガラス部品、いろいろ分けて、最後にプレスしてさいころ状にすると、そういうものに対する振動というのが、その地域は以前は田んぼであったということは非常に軟弱な地盤であると。企業側は、しっかりした基礎でいろんな振動が伝わらないような、そういう工場の設計をしているということをお負しておりますが、実際、まだこの許可がおりないと、そういう大きなプレス機は設置されないと。

そこで、海津市としては、岐阜県の公害防止条例施行規則によりますと、振動の数値は65デシベル以下であったらオーケーということであるわけですが、海津市で特にそういう65デシベルを50デシベル以下にするとか、そういうものを条例等で定めたらどうかと私は思うんですが、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほども申し上げましたが、一応会社のほうから、79名からいろんな御意見をいただいて、それに対する会社側の回答を今御提示させていただいて、その中でまた環境保全協定書を御提示していると、そういったことも一つは御理解をいただきたいと思っております。

条例のことに關しましては、部長のほうより答弁させます。

○議長（森 昇君） 水道環境部長 鈴木照実君。

○水道環境部長（鈴木照実君） 藤田議員の御質問にお答えいたします。

騒音、振動につきましては、昨年度までは県条例でございましたけれども、この4月から市の委任事務として条例化されております。騒音は3種地域として、それぞれ60デシベルとか65デシベル等、時間に応じて決められております。振動につきましても騒音と絡めて、騒音の3種地区というのは振動でいきますと2種区域ということになりまして、昼間ですと65デシベル、夜間は60デシベルというふうな決まりになっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（森 昇君） よろしいですか。

〔6番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 藤田敏彦君。

○6番（藤田敏彦君） 住民にとってはそういうデシベルは低いほうがいいわけではありますが、そういうものも盛り込んで、そういう協定をぜひ結んでいただきたいと。

それからもう1つでございますが、海津市は都市計画でそういう用途地域を指定していないと、住居地域とそういう工場の地域と隣接しても、何ら法的にそういう住民の方を救うという方法がございません。

1つお聞きしたいのは、将来、こういう問題があちこちで出てまいりますと、やはりそういう用途地域の指定等は考えなきゃいけない。または、それができなかつたら、先ほど申しましたように税制の面もございまして、何らかそういうのを条例で住環境を守るとか、将来、用途地域を指定する計画があるとか、そういうことをちょっとお答えいただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（森 昇君） 水道環境部長 鈴木照実君。

○水道環境部長（鈴木照実君） 先ほどの市長の答弁にもございましたとおり、同様の事案に対しましても、状況にもよりますけれども、環境保全協定等、地元の御意見をできるだけ尊重しながら進めて周辺地域の環境保全を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほど、お願いたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 藤田敏彦君。

○6番（藤田敏彦君） ぜひとも、やはり住民は弱者でございますので、その点はしっかりと意見を聞いていただいて盛り込んでいただきたいと思ひます。

先ほどいろいろ議員から駒野工業団地が出ましたが、一応関連事項としまして、住宅地とそういう工業団地と申しますか、いろいろ厳しい質問をされましたんですが、輪之内町の例

を一つとってみますと、非常に人口がふえて中小企業がどんどん入ってくると、大きな会社も入ってくると。我々海津市とは、羽島インター、それから新幹線の駅としてもそう何分も我々の地域とは変わらない。けども、あの地域はどんどん開発されて、それで人口がふえて活気を浴びていると、これはどういう原因であろうかと。私が知っていることを1つ申しますと、二十数年前からあの地域は、田んぼを大事にする人、私は先祖から受け継いだ田んぼは絶対放さない、売らない、そういう方と、それから土地は一つの商品であると、そういう世代の変った考えを持った方と、それでそういう方が土地を交換されるわけです。そうすると、ある程度まとまった……。

○議長（森 昇君） 藤田議員に申し上げます。きょうは一般質問ですので……。

○6番（藤田敏彦君） 関連でありますので、それで私が言いたいのは、住居とそういう工場がどんどん南濃、そういう地域の隣に無指定であるからどんどん進出してくると、そういうのは非常にまずい。住環境を脅かすということになりますので、一応関連事項として、将来の海津市の都市計画としてそういう交換をしながら、そういう工場用地は住居地から離すと、そうやって市民の皆さんの環境を守るというお考えを少し取り入れていただけたら、こういう問題は出てこないのではないかと思います。やはり税金の関係もいろいろございますので、大変これは難しい問題になりますが、そういう方法も1つあるということ、ぜひとも私から関連事項としてお伝えしたかったから申し上げた次第でございます。

最後になりますが、とにかくそういう公害防止協定を結ぶに当たっては、先ほど部長からお聞きしておりますが、十分に住民の皆さんの意見を取り入れて住環境を損なわないように、いろんな厳しい条件も盛り込んでいただいて、業者は印鑑をもらったら、もうよし、オーケーだというふうにならないように、定期的なそういう振動とか騒音とかいろんな調査を厳しくやって、海津市はそういういろんな基準は厳しくやるんだということを最初に見せつけないと、どんどんこういう業者は進出してまいります。そういうところをしっかりお考えになって、協定を3者でしっかりと結んでいただきたい。以上です。

○議長（森 昇君） これで、藤田敏彦君の一般質問を終わります。

◇ 堀 田 みつ子 君

○議長（森 昇君） 続きまして、8番 堀田みつ子君の質問を許可します。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、2点についてお尋ねしたいと思います。

今回の質問に入る前に、一言申し上げたいと思います。

さきの第1回定例会で南濃町地内の中学校1校統合を中止し、海津市内の中学校の設置に

必要な基準を置くための条例改正案が否決されてしまいました。しかし、南濃中学校のように一つの学年のクラス数が2クラス以上であれば、その中学校は存続させることを引き続き求めていきたいと考えています。

それでは、質問に入ります。

子育てを応援する教育・保育行政をとということでお願いいたします。

1つ、私はこれまでも就学援助制度について質問し、保護者全員に知らされていることや、理解しやすいものにしていくと答えていただいておりますので周知徹底されているものと認識しておりました。しかし、知らなかったとの声をお聞きしましたので、保護者への周知の内容や方法についてお尋ねいたします。

また、何度もお聞きするのですが、援助の費用や対象者を拡充することはあり得ないのか、尋ねます。

2点目、学校給食については発達途中の子どもたちが口にするものですから、安全面には十分な配慮が必要です。輸入冷凍食品から残留農薬が検出されることや、BSE問題などの報道がされてから時がたっていますが、食の安全に対して不安要因がなくなり、現在は原発事故による放射能汚染といった要因も加わって不安がさらにふえているというのが実感でもあります。

そこで、食材についてどのような検査体制になっているのか尋ねます。

そして空気中の放射線もありますので、給食だけの問題ではありませんが、給食の放射線量を市独自で計測ということは考えられますか。

また、食育ということで地域の食事を再現するなどしておられますが、制約の多い給食では地域の食事とは全く別物になってしまうこともあります。幼児から小・中学校の児童・生徒まで、量的には違っていても内容が変わらないという不都合もあるように見受けられます。今後、改善をどのように行うか尋ねます。

ここで一番の問題は、給食の放射線量、市独自ではかるということは考えられているのかをしっかりとお答えしていただきたいと思います。

3点目、子ども・子育て新システムについて、保護者にとって負担はどうか不安があるとの声を聞きました。市はどのような認識を持っているのか尋ねます。

今回の新システムで一番の問題点は、自治体が必要な保育時間の認定はするが、それをもとに保護者が保育所と保育の契約をすることになり、自治体は保育所への入所に責任を持たないということです。今、国会で審議中であり、自治体が責任放棄しないよう、市長にはこの子ども・子育て新システムに対して反対の声を上げていただきたいと思います。この新システムに対する市長の考え方をもう一度伺います。

大きな項目2点目として、国民健康保険証の未交付についてお尋ねいたします。

国民健康保険について何度もお聞きしておりますけれども、文化的な生活を営む基本である健康、命にかかわる問題ですので、よろしくお答えをしていただきたいと思います。

海津市では国民健康保険の資格証は出していませんが、納税勧奨のためとして、税の滞納者に対しては保険証を送付していません。だれもが気兼ねなく安心して医療を受けられる国民皆保険の精神を尊重するならば、国民健康保険証は加入世帯に条件をつけることなく送付するべきではありませんか、見解を尋ねたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

初めに、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の子育てを応援する教育・保育行政についての御質問にお答えします。

私からは子ども・子育て新システムについてお答えします。

子ども・子育て新システム関連3法案は、子ども・子育て支援法案、総合こども園法案、関係法律の関係整備法案です。その趣旨は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るとなっています。法案の行方はまだわかりませんが、市は基礎自治体として実施主体となることですので、国会での審議を注視しながら、堀田議員が心配されるような保護者に不安を抱かせないように準備してまいりたいと思います。

次に、国民健康保険被保険者証の未交付についての御質問にお答えします。

御質問にあるように、国民健康保険はこの国の医療を支える皆保険制度の最後のとりでと言われ、被用者保険など他の公的医療保険制度への加入資格を持たない個人事業主、退職後を年金で生活される方、あるいは非正規雇用の皆様などに御加入いただいております。必要なときに適切な医療サービスを受ける機会をすべての国民の皆様には保障する皆保険制度の趣旨は、私も賛同し、またこれを堅持する立場にあります。

御指摘のように、毎年7月の一斉更新の時期を含め、国民健康保険税滞納者の皆様への被保険者証の交付は、市役所窓口で納税ができない理由、特に家計の状況をお聞かせいただく納税相談の後とさせていただいております。有効期間が6カ月以下の短期被保険者証であります。これは海津市国民健康保険税滞納世帯に対する事務処理要綱並びに同要領に基づく措置で、その概要は月ごとに異なる収支の状況を面談により把握し、無理のないその月の納税額を決定し、滞納者に過度の負担を強いることなく、早期に完納を目指すものであります。

このため、被保険者証の有効期間は次の納税相談までとなり、滞納者の御事情により異なりますが、経済的に安定して納税誓約が履行される場合は3カ月から6カ月、これ以外の場合は毎月御事情をお聞かせいただく必要がありますので1カ月としております。このことは、被保険者証の交付に納税相談という条件をつけるものでありますが、面談後に納税が困難に至る場合にあっても必ず被保険者証を交付させていただくこととしており、国民健康保険税が大切な財源であること、並びに本税を完納していただいている大多数の皆様との受益者負担の公平性を担保して、この制度の健全な運営を支えるやむを得ない措置と考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 次に、教育長 横井信雄君。

〔教育長 横井信雄君 登壇〕

○教育長（横井信雄君） 堀田みつ子議員の子育てを応援する教育・保育行政をの御質問にお答えいたします。

まず、質問1の就学援助制度に関する質問についてであります。

これまでもお答えしましたように、本市は海津市就学援助規則に基づき就学援助を進めております。

1点目の、就学援助制度の周知徹底及び援助の費用や対象者の拡充についてお答えいたします。

保護者への周知の内容や方法につきましては、毎年4月に教育委員会より各学校に連絡をし、それを受けて各学校では、1. 各家庭に対象世帯や援助内容を明記したものを配付、2. P T A総会での制度の紹介、3. 学校だよりによる制度の紹介、4. 家庭訪問時での案内、5. 入学説明会での紹介等の中から、学校の実態に応じた方法により周知を行っております。また、前年度の受給者に対しましては、担任より直接確認をしております。

さらに、ホームページの子育て支援サイトや、本年度、改訂版を全戸配付いたしました「子育て支援ガイド」の中でも周知をしております。

以上のような方法で周知徹底を図っていることから、保護者全員に周知徹底されていることと思っております。

次に、援助の費用や対象者を拡充することについてであります。以前にも申し上げましたように、現在の認定基準は国よりの補助金が出ていたときの基準を引き継いだもので、現在はその基準ですべて市財政で賄っております。どの自治体も長引く不況や経済状況により年々支給者の割合が増加しており、財源の確保が大きな課題となっておりますこともお話ししたとおりであります。

本市における昨年度の最終受給者は、前回答弁時より2人ふえ180人、受給率は6%で

1,428万3,706円でした。本年度予算におきましても186人を見込んで、わずかですが対象者の拡充の予算を立てております。基準値の見直しにつきましては、財政的な負担等も考慮の上、大幅な変更はありませんが、本年度の状況や適切な受給者把握に努めながら検討していきたいと考えております。

次に、質問2の学校給食センターに関する質問についてであります。

学校給食の食材については食品衛生法により安全性が確保されたものが流通しているものと判断し、仕入れを行っております。放射線につきましても同様の考えでございます。

本年度は、岐阜県において年4回ではありますが、学校給食モニタリング事業で放射能の測定を行っていただきます。

さて、地域の食事についてですが、子どもたちに合わせてカロリーや塩分などを少なくしており、確かに本来の味とは変わってくることもありますが、その地域での食材を生かしており、その雰囲気を楽しんでいただくのも食育であると考えております。

次に、幼児から小・中学生まで献立の内容が変わらないことについてですが、今年度4月より、認定こども園・保育園担当の管理栄養士を給食センターに配置しており、同じ献立になっていますが、味つけ等については、減塩、低刺激になるよう配慮しております。

今後、認定こども園・保育園を担当しております管理栄養士と学校給食センター管理栄養士との連絡を密にとり、献立作成委員会等で協議し、さらなる工夫を行っていききたいと思います。

次に、質問3の子ども・子育て新システムに関する質問についてであります。

まず、子ども・子育て新システムになると保護者にとって保育料等の負担がどうなるのかとの質問であると思われますので、それについてお答えします。

保護者の負担については、新システムにおける利用者負担は、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本とすることになっています。したがって、現行の利用者負担が基本となる見込みであります。

次に、自治体は保育所への入所に責任を持たないとの指摘についてお答えします。

契約につきまして保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与のもと、保護者がみずから施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約として、正当な理由がある場合を除き、施設には応諾義務が課されます。

また、公的契約に関する市町村の関与については、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応したり、市町村のあっせんによる利用が必要と判断される場合には、保育の必要性の認定等をあわせて市町村が利用可能な施設・事業者へのあっせん・要請を行います。その他、契約による利用が著しく困難と判断した場合には、市町村の措置により入所・利用を行います。

す。決して入所に責任を持たないものではありません。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 再質問ございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） それでは、就学援助のところ、まず皆さんにお知らせしているというふうに言われましたけれども、結局、この5つの各家庭に配布、PTA総会でとか入学時というふうにして、それをどれを選択してもいいよというふうだとした場合、していますよね。ということは、PTA総会にお話がありました、でも、ちょっとたまたまその総会に出ていなかったという人があればということも考えられるわけですよね。その学校だよりで、全部のところ、学校だよりで載せているのでしょうか。そこら辺でどのように判断されているのか、ちょっとそれをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 昇君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 先ほどお答えしましたようないろいろな方法を各学校の実態に応じて、校長が判断して全学校で行っております。1つの方法だけではなくて複数の方法で行っていると思います。

それで、全家庭にこの情報が伝わっているというふうに私どもは4月段階で思っておりますが、例えば途中で転入された方たちについては、ひょっとして漏れている場合があるかとは思っています。

今後、そういうような方につきましては、特に配慮してやっていきたいなあと、そんなふうに考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） よろしくお願ひします。

あと、今、配慮はされると言われたんですけども、たまたまそのお聞きした方は別に転入した方でもなかったですし、よくインターネットでお知らせしてあるというふうなことも言われる中で、本当にそれをしっかり見て、こちらから見ないとどうしても知らされないということもありますし、それからもう1つ言われたのは、本当のところ言って、自分のところの家庭の事情というのは働いていても、当然母子家庭の場合にはきちんと対応していただいているとは思いますが、でも、母子家庭じゃないけど、今って本当にワーキングプアということをさらに言われておりますよね。そういうところで、じゃあ自分の家庭の事情というものを家庭訪問だとか、そういうのに本当に出せるかというところ、難しいところだと思います。だからこそ、ただ紙切れ一枚でどこかにぽっとやってしまうような形じゃなく、

できるだけそれも1回じゃなく、もう一回ぐらいとか、途中からでも受けられるということでしたら、4月に配布するだけでなく、途中でもう一度そういったことを知らせていただくというふうなことも考えていただけませんか。

○議長（森 昇君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） このことは、今おっしゃいましたように、手厚く何回もやっていく必要があると思いますので、各学校では現実にやっておるんですけど、なかなか100%伝わり切らないという部分があるようですので、それが100%になるように、回を重ねたり、方法を考えたりしてやっていきたいなあと、こんなふうに思います。

ただ、情報でこういうような場合がありますよといった場合に、なぜ私がそんな情報を受けんならんのという方も見えますのでね、時には、学校の実態に応じて校長が考えてやっておるということだけはわかっていただきたいなと、そんなふうに思います。

[8 番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 各学校の実態と言われて、何で私がこんなもんをもらわんならんのと言われる人があったとしても、これは全部の方に配っているんですよということとか、それから漏れを少なくするために配っているということをお知らせをきちんとされれば、そういうことは納得されるんじゃないですかというふうに思いますので、きちんとそこら辺は考えていただきたいなと思います。

実際に、前にも、結局申請したけど非認定の方もいるというふうに言われましたけれども、でも、それだけ非認定の方がふえてもいいじゃないですか、きちんと対応していただけるということであればと思いますので、よろしく願いいたします。

次に学校給食なんですけれども、市の学校給食は頑張ってもらっていると思うんですよ。この間、土岐市のほうで、きょうの新聞に載っていましたが、缶切りの切りくずが出てしまったと、この海津市では、実際にその缶切りは危なくて、食材として出せなかったということがあるということは、きちんと対応していただいているというふうに思うんですけれども、本当にそれはありがたいんです。でも、今、たまたま新聞なんかでも給食の安全確保、大垣市に要望という市民の会の方の報道があったり、それと学校給食の調査、放射性物質というふうにはあるんですけれども、4回やって、後からわかって、さあどうしようということになるかなあと思うので、ちょっとそこら辺のところ、ほとんどこの西濃圏域、今のところはそれなりに安全な部分というのはあるかもしれませんが、たまたま大飯原発というのが再稼働するとかというふうなことも言われている中で、やっぱり今後検討していただく必要があるかなと思います。そこの辺は、ちょっと見解といいますか、そこら辺はどういうふうに考えてみえるか、お聞かせ願いたい。

○議長（森 昇君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 結論は先ほどお答えしたとおりでございますが、認定こども園とか幼・保育園、あるいは小・中学校につきまして、流通している食品の安全性の確保というようなことで、厚生労働省から各都道府県知事あてに食品衛生法に基づいた、そういう処理を下さいというような通知が行っておるそうです。私どもはそれに沿って、現在流通している食品については、法に基づく適正な検査のもとに安全性が確認されておるといふような判断で、現在のところ市単独の放射線検査等を行わないと、そういうような考えでおります。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） わかりました。まずはお聞きしておきます。

子ども・子育て新システムについて市では負担を、要は応能の負担ということでやっていきたいというふうなことは言われましたけれども、今、国が出している基準よりも、要は市のほうで負担してというか、それよりも低い保育料というふうなことになっていますよね、当然。実際にそういうような負担が新しい制度になってきて、補助金だ何だかんだというのが少なくなってきて、じゃあ本当に今までどおりの負担にさせていただいていけるのか、そこら辺も含めてどうなんですかね。

○議長（森 昇君） 教育委員会事務局長 三木孝典君。

○教育委員会事務局長（三木孝典君） 本システムにつきましては、御承知のとおり、今国会のほうで審議がされておるといふことございまして、我々もそういったネット上の情報とか、そういうことで承っておるわけなんですけれども、新システムにおける利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育、保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定めるというふうなこと書いてございますので、その段階までございまして、今後、推移を見ながら、また議員各位にも御説明をしながら、住民の皆さんにも説明をしながらというふうにご考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 推移を見ながらというふうであります。現在の負担よりは重くならないようにということだけはお願ひしておきます。当然、市でこの新システムの法案が通ってしまったら、本当に不安というのがありますので、市長、見守るだけじゃなくして、やっぱり市民のためだと思います。これは先々海津市を担っていく子どもたちをどうやって育てていくかというその中身だと思いますので、やっぱり市が責任を持つ。今の現行制度のま

ずいところは変えていってもらえばいいんですけれども、そうじゃなくてがらりと、一番の問題は、自治体が責任を持つか持たないかという部分だと思いますので、その点だけはぜひとも、やっぱりこの部分を言っていっていただきたいなと思うところであります。多分お答えは無理だろうというふうに思ってしまうんですよ。でも、それでもやっぱりお願いしたいということをお願いしておきます。

それでは、国民健康保険証の未交付について、やはり資格証明書を出していないから海津市はいいんだというふうな認識が私にはありました。この資格証明書というのは、とりあえず国保の加入世帯だよということがわかって、そして実際にその病院で10割払ったとしても、後からその残りの7割というのは、結局は戻ってくるということなんですよ。でも、未交付というか、資格証がなければ、これは払ったら、全額払っただけということでしょうね。そのところをちょっとお願いします。

○議長（森 昇君） 市民福祉部長 木村元康君。

○市民福祉部長（木村元康君） 払ったら払っただけのこととおっしゃいましたが、基本的には資格者ではないという扱いがされるということでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 今言われた資格者じゃないというふうなことは、結局、今私が言った社会保険にも入っていない、国保にも入っていない、何しろかかった費用だけ病院側としてはいただきますよという形になるというふうな認識でいいんじゃないかなと思います。それでは本当に病院にもかかれぬということもあります。

それと未交付の問題で言うなら、これは2010年9月27日現在で232件というふうなことをちょっと聞いたんですけども、聞くというよりか、資料をちょっとほかで手に入れたんですけども、要はこれだけの人のところに渡っていないというふうなことですよね。本当に医者にかからなければならぬのを、我慢してしまうという状況にあるのではないかなと思うんですけども、確かに短期保険証、交換条件にというか、条件をつけて保険証を交付するから納税の、でも、納税したくてもすごく大変な状況にある人を幾らでも知っているというか、一緒に納税相談とか、そういうのに行ったことがあります、私も。そういうときに、やっぱり敷居が高いんですよ、どうしても。その1カ月の短期保険証じゃなくして、せめて3カ月とか6カ月とかというふうにして、途中の納税の仕方は、最低これぐらいだから納税できるという納付書、コンビニでも今納税できますから、そういうことも考えながら、でも、何回もやって、それでもというふうな場合は、またちょっとそこは難しいところではありますけれども、一番最初、コンビニ納税の幾らかの納付書を渡されて、そしてその上で3カ月なり6カ月なりというちょっと長い目の保険証を出す。それでだめだったら、またちょっと

考えるというふうな、そういう1つのクッションも必要じゃないでしょうか。ちょっとその点も含めてお願いします。

○議長（森 昇君） 市民福祉部長 木村元康君。

○市民福祉部長（木村元康君） 先ほどの未交付の部分でございますが、現在お使いいただいております保険者証につきましては、昨年の7月に更新をさせていただいております。その更新でございますが、全件で5,870件ございまして、そのうちの475件の方に対しまして税の滞納があるというようなことで、「国民健康保険者証の窓口交付について」という文書を出させていただきまして、それぞれ窓口に出向いていただきまして、滞納の原因、御事情をお聞かせ願って、そこでそれぞれの収入状況等もかんがみながら短期保険者証を交付しておるのが現状でございます。

それで、現在に至りましても、なお相談にお見えにならない方は、約100件ほどございます。ですから、現在の保険者証が行き渡っていない方というのは100件あるという御判断でよろしいかと思えます。

それで、こういった措置をとっておりますのも、当然最低限度の文化的な生活を営むという権利もございまして、またその逆に義務というのもございまして。そういったことで大多数の方が、先ほどの市長の答弁にもございましたように完納いただいております。そういった不公平感をなくすというようなことでも、こういった条例、規則、要綱等によりまして、窓口でのまずは1回は面会で御事情をお聞かせいただくというようなことでやっておりますので、その辺につきましては御理解をいただきたいと思えますし、職員のほうもその相談に当たりますには、最大限その方の御事情を拝察しながらさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

[8番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 済みません、先ほどちょっとお願いした、せめて1カ月の短期保険証じゃなくして、もう少し長い保険証にできませんかということに対しては本当に全くだめなのか。例えば、今回、一回そういうことをやってみて、それでもだめっていうふうやったら、またちょっと考えていただければいいじゃないですか。実際に本当に敷居が高くて、ちょっと一緒に行ってよという感じでお伺いすることがあるもんですから、本当に払いたくても払えない事情というものもあると思うんですよね、生活のほうが大変ということで。

じゃあ、この100件自体がみんな悪質滞納とかというふうに思っているわけですか。

○議長（森 昇君） 市民福祉部長 木村元康君。

○市民福祉部長（木村元康君） 滞納者が悪質滞納と思っているかということにつきましては、そのような考えは持っておりません。ですから、少しでもその現状を把握する意味で窓口で

それぞれ納税について御事情をお聞かせいただいて対応しておるということでございます。

それと、1カ月の短期保険証を少しでも、3カ月なり6カ月にできないかということでございますが、当然そういったことができるように窓口での相談が行われておりますが、現状として1カ月ずつ見ていかないと、完納と申しますか、税の負担をしていただくというのは難しいという方がお見えになるということで、そういう1カ月の短期保険証も出ておるということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

[8番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） なかなか部長だと、どうしても決断しますというふうには言えないでしょうし、市長に聞いても、できるかどうかというのは疑問なところもありますけれども、市長として、今、私が提案したように、とりあえず、まずその3カ月なり長い、見えた方に出して、そして納付のための納付書を渡して、それでもだめだったらというふうな、もう一歩踏み込んで、それぞれの方の思いというものに寄り添っていただけませんか。

せっかく1つの自治体というか、別に自己責任ばかりで言っていたら、こんな自治体なんて要らないということになってしまいませんか。ぜひともその点をお聞かせ願いたいなと思っておりますけど。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） いろんな福祉に関する審議会、あるいは協議会を持っておりますけれども、その中で税の負担をしっかりと市としてはやりなさいと、そういった委員の皆さん方の御意見が強うございます。いわゆるほとんどの方が納めておられる、その中でいろんな形で負担ができない方々に対しては、またそれに対して対応していくということでもあります。

それともう1点、これは納税ができない、そうしますと、さらにそれに利息が重なってまいります。ですから、少しでも御努力をいただけると私どもはありがたいと、このように思っております。そういった意味で毎月御相談に来ていただいて、その中でやっていくという今のシステムを引き続いてやってまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほど、お願い申し上げます。

[8番議員挙手]

○議長（森 昇君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 確かに納税というのは大事な国民の義務でありますけれども、応能負担というのが一番の基本だと思います。そして税というのは、結局、富の再配分というのが一番大きな部分だと思いますので、本当に納税できる、国保なんかでも金額というふうなことも考えていきながら、やっぱりそれぞれの方に寄り添っていただく。そのためにも、やっぱり最初に国保なんかだったら、絶対に医療って根幹で大事だと思いますので、その点を

考えて今後行政を行っていただきたいということを求めて、質問を終わりたいと思います。
ありがとうございました。

○議長（森 昇君） これで、堀田みつ子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森 昇君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会いたします。

次回は6月15日に再開いたしますので、よろしく願いをいたします。御苦労さまでございました。

(午後0時09分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成24年6月8日

議 長 森 昇

署名議員 飯 田 洋

署名議員 星 野 勇 生